

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook 等)へのアップロード・転載はお止めください】

【リンクはご自由にお貼りください】

「結婚の自由をすべての人に」東京・第二次訴訟(東京地裁)第1回期日(20210708)提出の書面です。

1 原告の武田八重です。パートナーの一橋とは、一緒に住み始めて6年になります。娘と二人暮らしだった生活に一橋が加わり、今は3人で暮らしています。一橋はトランスジェンダー男性で、私たちは男女の異性愛カップルです。しかし、戸籍上は同性同士なので法律上の婚姻をすることができません。

2 娘にはじめて一橋を紹介したとき、娘は中学生でした。多感な時期にある娘にどうやって一橋のことを伝えていこうかと悩みましたが、3人でご飯を食べたり、一緒に出かけたりして、少しずつ段階を踏みながら関係を深めてきました。

三人で家族になることに対して、娘は抵抗を感じた時期があったようです。でも、一橋がトランスジェンダーであるということは、全く関係ありませんでした。娘が感じたのは、濃密だった私と娘との間に、別の誰かが入ってきたことに対する抵抗感だったんです。それは、ステップファミリーによくあるような、そんな悩みでした。

3 私たちが戸籍上同性同士のカップルであることについては、職場ではオープンにしません。また、ごく親しい家族を除いては、親戚にもオープンにしません。

クローゼットで生活しているのに、なぜ私が原告になろうと思ったのか。その理由は、今、結婚できなくて困っているからです。もう1つは、待ってられないと感じたからです。

4 家族三人、一緒に暮らしはじめて6年以上がたちましたが、娘と一橋とは法律上は赤の他人です。私たちには社会的な保障はどこにもありません。

私に万が一のことがあったとき、娘の不安な気持ちや生活を支えてくれるのは一橋だと思います。でも、娘が望んだとしても、それは叶わないかもしれません。

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook 等)へのアップロード・転載はお止めください】

【リンクはご自由にお貼りください】

「結婚の自由をすべての人に」東京・第二次訴訟(東京地裁)第1回期日(20210708)提出の書面です。

一橋に対しても同様で、私に何かあったときに、一橋はそばにしていることができるのか。一橋にも財産を残すことができるのか。

今から公正証書や遺言書を準備して手立てをとることはできても、私の親族が理解を示さなければ、一橋はしなくていい苦労や嫌な思いをしななければいけないかもしれません。

今のままでは、私は、私の大切な家族を守ることができません。

娘の生活を守りたい、パートナーの生活を守りたい、そう思うことは特別な権利を求めることでしょうか。

皆さんが、大切な人を守りたいと思うのと同じように、私も大切な人を守りたいと願っている、それだけなんです。

5 娘の学校の緊急連絡先には、私と一橋の名前を書きました。

学校から、私と一橋の関係について聞かれたどうしよう。私たちの関係を学校に伝えることで、娘が嫌な思いや居心地の悪い思いをするのではないか。そんな心配がずっとありました。セクシュアルマイノリティに対する偏見がある中で、今の家族の形をオープンにすることにも不安がありました。

偏見を持つ方がいけないのだと頭では分かっているけども、娘が傷つくことは避けたいと思いました。娘を守るために、小さな嘘を重ねてきました。娘自身にも親に見せない苦労があったと思います。

法律上の家族になれないことで、偏見や差別を受けたり、何か隠さなくてはいけないことのように感じたりしてしまいます。これは、私たち自身に問題があるのでしょうか。

私たちのように、子育てをしているセクシュアルマイノリティの家族はたくさんいます。私たちのような家族でも、安心して子育てができるように、また、子どもたちが、安心して学校生活を送れるようにしてほしいです。

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook 等)へのアップロード・転載はお止めください】

【リンクはご自由にお貼りください】

「結婚の自由をすべての人に」東京・第二次訴訟(東京地裁)第1回期日(20210708)提出の書面です。

そのためには、セクシュアルマイノリティのカップルであっても法律上の婚姻ができること、色々な家族の形が法律で守られることが必要だと思います。

6 最後に、原告になった大きな理由として、もう待ってられない、ということについてお話しします。

社会は少しずつ変わっているから大丈夫とか、急激な変化でなくて理解が進むのを待った方がいい、という人がいます。でも、私たちに残された時間は、もうそんなに長くはありません。

つい最近も、一橋が体に異変を感じて検査をしました。検査の結果、良性の腫瘍であることが分かりましたが、もし一橋が手術や入院をすることになったら、私は「法律上の家族ではないから」と排除される可能性があります。

実際に、数年前に一橋が手術で入院した際は、医師から「万が一の時には法律上の家族でないと連絡ができない」と言われました。安心して病院にかかりたいのに、家族でないということを繰り返し突き付けられ、いつも心がすり減っていました。

私たちにとって、手術や入院は、遠い話ではなく現実に目の前にある困りごとです。これから年を取っていく中で、もっと病院にかかる機会は増えていくと思います。だから「もう待てない。待つんじゃなくて、誰かが声を上げないと社会は変わらない。」と気付きました。

7 社会を変えたいと思っても、個人の力では、国の仕組みを変えることはできません。できれば誰かにやってほしい、そう思うこともありました。一次原告の皆さんの姿を見ていて、人任せにしているのか、何かできることがあるのではないかと問い続けるようになりました。一橋とは何度も話し合い、何日も悩みました。

話し合う中で、これは、自分達だけの問題ではなく、次の世代の人た

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook 等)へのアップロード・転載はお止めください】

【リンクはご自由にお貼りください】

「結婚の自由をすべての人に」東京・第二次訴訟(東京地裁)第1回期日(20210708)提出の書面です。

ちの希望にもなるはずだと考えました。

そして、悩んだ末に、原告になることを決意しました。

8 私は、一橋と出会って、自分を大切にできるようになったし、娘のためだけでなく自分のためにも生きていきたいと思えるようになりました。40年近く生きてきて、やっと自分の帰れる場所を見つけることができました。

戸籍上の性別がどうであれ、一橋は私の人生を変えてくれた大切な人なんです。戸籍上同性だという理由で、結婚をあきらめなければならないのでしょうか。

日本で結婚できないなら、海外に行けばいいじゃないかといわれることもあります。でも、私は、生まれ育ったこの国で、この場所で、3人で安心して暮らしていきたいのです。

ここに住んでいてよかったと思える、そんな社会になってほしいと心から願っています。だから、この日本でも、誰もが結婚できるようになることを望みます。

以上